平成２４年（フ）第２１３号
東京都東大和市清水５丁目909番地の39
債務者　伊禮　美和
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９２号
東京都調布市国領町５丁目24番地２調布第２コーポラス102
債務者　井上　昭二
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９３号
東京都調布市国領町５丁目24番地２調布第２コーポラス102
債務者　井上しのぶ（旧姓進来）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１３号
静岡県浜松市南区飯田町211番地　チェルシー202、住民票上の住所静岡県浜松市中区早出町1259番地の13
債務者　村松　　剛
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
静岡県袋井市国本3215番地
債務者　大橋　　潤
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４５０５号
東京都葛飾区東堀切２丁目23―４―105
債務者　仲本　興安
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５１８号
東京都杉並区久我山４―50―３―205、住民票上の住所兵庫県神戸市西区井吹台東町２丁目１―２―101
債務者　鶴谷　美樹
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５５０号
東京都清瀬市野塩５丁目288―３―104
債務者　松野　弘子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５７０号
東京都荒川区東尾久６丁目26―２―302
債務者　尾崎　雄三
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５７１号
神奈川県茅ヶ崎市松尾３―31―７―101
債務者　池田　尚代
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５７６号
東京都新宿区西新宿４丁目６―８―306
債務者　江濱総一郎
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５７８号
神奈川県川崎市宮前区南平台５―３―305
市営住宅
債務者　井口　敬子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５８８号
東京都中野区上高田５丁目26―６―101
債務者　岩崎　順也
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５９５号
東京都荒川区荒川２丁目58―４　酒井方２Ｆ
債務者　吉田　良夫
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５９６号
東京都江東区大島５丁目16―12―208
債務者　石田　克郎
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部